

再生資源の適正な活用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、再生資源及び再生資源を原材料として製造された再生品の販売の届出制度を設けることにより、再生資源の適正な活用を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空き瓶及び古繊維を除く。）又は製品の製造若しくは加工に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものをいう。ただし、性質が安定しており、県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものを除く。
- (2) 再生 再生資源を製品の原材料等とするため必要な加工その他の行為を行うことをいう。
(再生品等の販売の届出)

第3 再生（県内において行われるものに限る。）を行い、かつ、当該再生により得られたもの（以下「再生品」という。）を販売しようとする者（委託により販売しようとする場合は、当該委託者）又は再生資源（県内において排出し、又は発生させたものに限る。）を販売しようとする者（委託により販売しようとする場合は、当該委託者）は、当該再生品又は再生資源（以下「再生品等」という。）の販売に係る最初の引渡しをしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該再生品等の種類及び種類別の用途
- (3) 当該再生品等の種類に名称があるときは、その名称
- (4) 種類別の当該再生品等に係る事務所及び事業場の名称及び所在地並びに再生品にあっては、再生を行う施設の設置場所
- (5) 当該再生品等に係る次に掲げる事項
 - ア 再生資源が、産業廃棄物である場合にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物の種類、その他の物品である場合にあつてはその一般的な名称
 - イ 再生資源が特別管理産業廃棄物に該当する場合にあつては、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の種類
 - ウ 再生品にあつては、当該再生品のうちに占める再生資源の割合
 - エ 再生品にあつては、再生の方法
 - オ 性状並びに当該再生品等を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等がある場合にあつては、その規格等の名称及び内容
 - カ 保管方法及び性状の管理方法
 - キ 販売に関する計画及び再生品にあつては、当該再生に関する計画
 - ク 販売することができない場合における処分の方法

2 前項第5号に掲げる事項は、当該再生品等の種類別の用途ごとに区分するものとする。

3 第1項の規定による届出には、当該再生品等の種類ごとに次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該再生品等の性状が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境上の条件についての基準（当該再生品等を工作物の埋め戻し材料、路盤材料その他地面に接して又は地中において利用される物とする場合にあつては、当該再生品等の性状が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の環境省令で定める基準を含む。）に適合することを明らかにする書類

- (2) 当該再生品等を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等がある場合にあっては、その規格等に適合することを明らかにする書類
- (3) 当該再生品等の販売に係る契約（販売に係る運搬に関する契約を含む。以下同じ。）の内容を記載した書類又は再生品等の販売に係る契約が経済的合理性を有する内容のものであることを誓約する書面
（再生品等の販売の届出を要しない場合）

第4 当該再生品等が次の各号のいずれかに該当するものである場合又は当該再生資源が再使用されるものである場合は、第3第1項の規定による届出をすることを要しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る再生により得たもの
 - イ 法第15条の4の3第1項の規定による認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者（同項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）が当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処理により得たもの
 - ウ 法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業場における当該登録に係る廃棄物の当該登録に係る再生により得たもの
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が当該指定に係る産業廃棄物の当該指定に係る再生により得たもの
 - オ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第27条第1項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る使用済指定再資源化製品の当該認定に係る自主回収及び再資源化により得たもの
 - カ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第28条第1項の規定による認定を受けた者又はその委託を受けて特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）が当該認定に係る特定再資源化物品の当該認定に係る再資源化により得たもの
 - キ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品若しくは同条第2項に規定する添加物、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料若しくは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第2項に規定する飼料若しくは同条第3項に規定する飼料添加物又はこれらの原材料
- (2) 事業者を構成員とする団体が定める再生資源の適正な活用に係る指針であって、当該団体の申出により、別に定める基準により再生資源の適正な活用が行われると知事が確認したものに従い、当該団体に加入している事業者が再生により得たもの又は排出し、若しくは発生させた再生資源
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものであって、適正な再生利用が行われているものとして知事が認めるもの
（再生品等の販売の変更の届出）

第5 第3第1項の規定による届出をした者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める期限までに、その旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 第3第1項第1号から第4号までに掲げる事項を変更する場合（同項第2号に掲げる事項を変更する場合にあっては、当該再生品等の全部若しくは一部の種類又は用途の一部を廃止する場合に限る。） 当該変更後、遅滞なく
- (2) 第3第1項第2号又は第5号アからカまでに掲げる事項を変更する場合（同項第2号に掲げる事項を変更する場合にあっては、前号に該当する場合を除く。） 当該変更に係る種

類又は用途に係る再生品等の販売に係る最初の引渡しをしようとする日の30日前
2 第3第3項の規定は、前項（第2号に係る部分に限る。）の規定による届出について準用する。

（性状の分析等）

第6 第3第1項又は第5第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る再生品等の性状を定期的に分析し、その結果に係る記録を5年間当該再生品等に係る事業場に保存するものとする。

2 第3第1項又は第5第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る再生品等に関する次に掲げる事項を当該再生品等の種類別の用途ごとに記録し、これを5年間当該再生品等に係る事業場に保存するものとする。

(1) 再生品にあつては、当該再生を行った再生資源の排出元又は発生元及び当該排出元又は発生元ごとの再生資源の数量

(2) 再生品等の販売先並びに当該販売先ごとの販売数量、販売価格及び販売に係る運搬に関する経費

（指導又は助言）

第7 知事は、第3第1項又は第5第1項の規定による届出があつた場合において、別に定める基準により、再生資源の不適正な活用が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な指導又は助言を書面により行うものとする。

（現地調査等）

第8 知事は、必要があると認めるときは、第3第1項又は第5第1項の規定による届出をした者の承諾を得て、その職員に、その届出をした者の当該届出に係る事務所、事業場若しくは再生を行う施設のある土地若しくは建物に立ち入り、第6の規定により保存された記録、施設その他の物件を検査させ、又は当該届出に係る再生品等若しくは当該再生を行う再生資源を無償で収去させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、第4第3号に該当する再生品等を販売し、又は販売しようとする者の承諾を得て、その職員に、当該再生品等に係る事務所、事業場若しくは再生を行う施設のある土地若しくは建物において、必要な記録、施設その他の物件を調査させ、又は当該者に対して当該再生品等若しくは当該再生を行う再生資源の提供を求めることができる。

（再生品等の適正な利用）

第9 再生品等を利用しようとする者は、生活環境の保全上の支障が生じないように、適正に利用するものとする。

（勧告）

第10 知事は、この要綱の規定を遵守しない者に対し、この要綱の規定を遵守するよう勧告することができる。

（適用除外）

第11 この要綱に規定する事項に関してこの要綱と同等以上の効果を期待することができるものとして別に定めるものを定めている市町村の区域については、この要綱の規定は、適用しない。

（雑則）

第12 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年4月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、再生（県内において行われるものに限る。）を行い、かつ、当該再生品を販売している者（委託により販売している場合は、当該委託者）又は再生資源（県内において排出し、又は発生させたものに限る。）を販売している者（委託により販売している場合は、当該委託者）は、第4の規定により届出を要しない場合を除き、平成20年7月31日までに、当該再生品等に係る第3第1項の規定による届出をするものとする。ただし、当該者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める再生品等に係る同項の規定による届出を、同月10日までにするものとする。
 - (1) 新たな再生品等を平成20年8月8日までの間に販売しようとする者 当該再生品等及び新たに販売しようとする再生品等
 - (2) 当該再生品等を新たな用途に使用させる目的で平成20年8月8日までの間に販売しようとする者 当該再生品等（当該新たな用途に係るものを含む。）
 - (3) 当該再生品等について、第3第1項第5号アからカまでに掲げる事項を平成20年8月8日までの間に変更しようとする者 当該再生品等（当該事項の変更に係るものを含む。）
- 3 再生（県内において行われるものに限る。）を行い、かつ、当該再生品を販売しようとする者（委託により販売しようとする場合は、当該委託者）又は再生資源（県内において排出し、又は発生させたものに限る。）を販売しようとする者（委託により販売しようとする場合は、当該委託者）であって、当該再生品等の販売に係る最初の引渡しを平成20年7月2日から同年8月8日までの間に行おうとするもの（前項に規定する者を除く。）に対する第3第1項の規定の適用については、同項中「当該再生品又は再生資源（以下「再生品等」という。）の販売に係る最初の引渡しをしようとする日の30日前」とあるのは、「平成20年7月10日」とする。
- 4 第4第2号の規定による確認を受けようとする団体は、この要綱の施行前においても、同号の規定による申出を行うことができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要となる経過措置は、別に定める。